

なんたん健幸ポイント 参加規約

第1条(目的)

- 1 本規約は、ICT を活用し「歩くこと」「測ること」を中心として、健幸づくりの成果を可視化し、楽しみながら健幸づくりに取り組むことを目的として南丹市が運営する、健幸ポイント(以下「本事業」といいます。))を実施するために必要な事項を定めたものです。
- 2 本事業は、南丹市と、筑波大学スマートウエルネスシティ政策開発研究センター、なんたん健幸ラウンジプロジェクトコンソーシアムによる「健幸ラウンジプロジェクト」に関する連携協定に基づく事業です。
- 3 本事業への参加者は、なんたん健幸ラウンジプロジェクトコンソーシアムに参加しているサービス提供者である株式会社タニタヘルスリンクの「法人契約に基づく『からだカルテ』会員規約」に同意したうえで、本事業のサービス等を利用するものとします。
- 4 この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2条(用語の定義)

- 1 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
 - (1)「健幸ポイント」とは、参加者が、本規約その他南丹市が定める基準に従って所定の品又は便益の提供を受けるために使用することができる交換手段及びその単位のことをいいます。
 - (2)「申込者」とは、健幸ポイント参加申込書(以下、「参加申込書」といいます。)を南丹市に提出した者をいいます。
 - (3)「参加者」とは、申込者のうち、南丹市が本事業への参加を認めた者をいいます。
 - (4)「登録通知書」とは、本事業への参加登録を通知するために、参加者に対して南丹市から配付される書類のことをいいます。
 - (5)「マイページ」とは、第9条に定める実施内容及び第10条の定めにより付与される健幸ポイント等を確認できるウェブサービスのことをいいます。
 - (6)「歩数管理サービス」とは、南丹市が指定する、歩数等を管理するサービスのことをいいます。

第3条(個人情報の収集・利用)

- 1 本事業の目的である健康寿命の延伸並びに本事業の評価及び効果の分析のため、次の各号に定める個人情報を南丹市個人情報保護条例に基づき収集します。なお、参加者情報については、参加者本人から直接収集し、医療費情報等については、各保険者から収集します。
 - (1) 参加者情報 本事業の参加者から次の情報を収集します。
 - ア 氏名、ニックネーム、性別、郵便番号、住所、生年月日、身長、電話番号、メールアドレス、健康保険の種別
 - イ アンケート調査回答結果、活動量データ、体組成データ
 - ウ 健幸ポイント情報
 - エ マイページの利用ログデータ(接続時間、日時)

(2) 医療費情報等 国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者、介護保険被保険者については、本事業の評価及び効果の分析のために、医療費等に関する次の情報を各被保険者から収集します。

ア 医療費に関する情報(国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者)

イ 健康診査に関する情報(国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者)

ウ 介護給付費に関する情報(介護保険被保険者)

2 本事業の実施にあたって、活動量データ等の管理及び健幸ポイントの付与業務並びに本事業の評価及び効果の分析業務をなんたん健幸ラウンジプロジェクトコンソーシアム(以下「委託事業者」といいます。)に委託し、南丹市の監督のもと、次の各号に定めるとおり個人情報を利用します。

(1) 活動量データ等の管理及び健幸ポイントの付与業務 前項第1号に定める参加者情報

(2) 評価及び効果の分析業務 前項第1号に定める参加者情報の活動量データ及び体組成データのうち、歩数、BMI 筋肉率、アンケート調査回答結果及び前項第2号に定める医療費情報等から、氏名、生年月日を削除し、特定の個人を識別することができない状態に加工した情報

3 委託事業者は、南丹市との委託契約に基づき、第4項に定める個人情報の安全管理措置を実施します。なお、市との事前協議によって、委託事業者は、個人情報を含まない統計情報等の成果物を共有し公表することができます。

4 個人情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。

(1) お預かりした個人情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止及びその是正、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(2) 南丹市は、次に定めるとおり、個人情報を適切に保護し、取り扱います。

ア 個人情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。

イ 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、利用目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を取得・利用します。

ウ あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、利用目的の範囲を越えて個人情報を南丹市以外の第三者に提供しません。

エ 参加者本人から、自らの参加者情報について別途定める健幸ポイント参加手引(以下、「参加手引」といいます。)に記載する問い合わせ窓口に照会があった場合は、適切に対応します。

オ 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取組及び継続的な改善・向上に努めます。

第4条(参加申込み)

1 本事業への参加を希望する者は、参加申込書により参加の申込みを行うものとします。

第5条(参加者の決定)

- 1 南丹市は、前条第1項の参加申込書に記載された申込情報を確認し、定員を超える応募があった場合は抽選を行い、必要な審査・手続き等を経た後に、登録通知書を発行します。
- 2 参加者の決定は、登録通知書に記載の登録日をもって決定とし、その時点より参加者と南丹市の間に本事業への参加に関する契約が成立するものとします。
- 3 南丹市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
 - (2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - (3) 虚偽の申込み等により、第6条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (4) 南丹市外への転出や死亡等により、第6条に定める条件を満たさなくなった場合
 - (5) 6カ月以上継続して、第9条第1項に定める事項を実施しなかった場合
 - (6) 第15条に定める禁止事項を行った場合
 - (7) その他南丹市が承諾できない事由があると判断した場合
- 4 南丹市は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を通知するものとします。
- 5 参加者は、本規約に同意できない場合は、退会を申し出るものとします。

第6条(参加条件)

- 1 南丹市は、申込者が次の各号の全てに適合していると認めるときは、参加申込みを承諾します。
 - (1) 18歳以上の方(高校卒業程度)
 - (2) 南丹市に在住又は南丹市内の事業所に勤務・学校に在学の方
 - (3) サポート相談会または説明動画等を視聴して参加できる方
 - (4) 自己責任で本事業に参加できる方
 - (5) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属している者のいずれにも該当しない方
 - (6) 本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける方

第7条(参加者の負担)

- 1 参加登録に係る費用は次のとおりとします。
 - (1) スマートフォン・活動量計での参加登録費用 1,000 円／年度
 - (2) 活動量計の故障又は紛失に伴う再購入等にかかる費用
 - (3) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
 - (4) その他南丹市が別途指定する費用

第8条(活動量計の管理)

- 1 参加者は活動量計を善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- 2 活動量計及び附属品の再配布は原則として行いません。

第9条(実施内容)

- 1 本事業は、なんたん健幸ラウンジプロジェクトコンソーシアムに参加しているサービス提供者である株式会社タニタヘルスリンクの歩数計測アプリまたは活動量計を活用して行います。
- 2 本事業への参加者は、次の事項に協力をお願いします。
 - (1) アンケート調査の回答
 - (2) 活動量計及びアプリによるデータの計測及び送信
 - (3) 体組成データの計測及び送信
- 3 前項の実施方法は、別途定める参加手引に基づくものとします。

第10条(健幸ポイントの付与)

- 1 本事業において付与される健幸ポイント及び付与条件は別途定める参加手引の記載に基づくものとします。

第11条(健幸ポイントの交換)

- 1 獲得した健幸ポイントの交換等については、別途定める参加手引に基づくものとします。

第12条(申込み内容の変更の届出)

- 1 参加者が南丹市に通知した住所、電話番号等、第4条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を南丹市に届け出るものとします。
- 2 南丹市は、参加者から前項の変更に関する届出がなされない場合、参加者が獲得した健幸ポイント又は参加者の健幸ポイント交換を無効とすることがあります。
- 3 参加者が、第1項の変更の届出を行わなかったために、南丹市からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到達したものとみなします。

第13条(退会申込み)

- 1 参加者は、本事業の実施期間中に退会の申込みを行うことができます。
- 2 退会の申込みは別途定める参加手引に従って行っていただきます。
- 3 退会の手続き完了と同時に健幸ポイントも利用中止となり、それまでに貯まっていた健幸ポイントは無効となります。
- 4 参加者の都合によるキャンセル・退会については、理由の如何を問わず参加費の返金はいたしません。
- 5 退会後においても、本事業を通じて取得した参加者の情報は、参加者個人を識別不可能な形式に加工したうえで、本事業の評価等に利用するものとします。

第14条(再入会)

- 1 退会した者が再入会を希望する場合、再度、本規約に基づく参加申込書の提出を求めます。
- 2 退会前の会員資格、ポイント、会員IDなどは原則として引き継がれません。

第15条(事業の中断・終了)

- 1 南丹市は、実施期間内であっても、本事業のサービスの中断又はサービスの全部若しくは一部の提供を終了することがあります。
- 2 前項に基づき本事業を中断・終了する場合、南丹市は参加者に対して、その旨を事前に南丹市のホームページ等によって通知することとします。

第16条(禁止事項)

- 1 参加者は、次に定める行為を行ってはけません。
 - (1) 活動量計の貸与、譲渡、販売、質入れ、その他の担保利用
 - (2) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 不正な手段を用いて歩数その他の健幸ポイントに関わる数値を改ざんする行為
 - (4) その他第三者に不当な不利益を与える行為

第17条(損害賠償等)

- 1 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により南丹市に損害を与えた場合は、その損害を賠償することとします。
- 2 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、南丹市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第18条(免責事項)

- 1 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
- 2 南丹市は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
- 3 南丹市は、南丹市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
- 4 南丹市は、南丹市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。
- 5 南丹市は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破棄された健幸ポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
- 6 南丹市は、歩数管理サービスの利用において、南丹市の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負いません。また、南丹市が主催する事業への参加においても同様とします。

第19条(規約の変更)

- 1 南丹市は、本規約の変更について、南丹市のホームページ等によって事前に変更内容及び変更後の規約が有効となる期日を周知し、期日以後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

- 2 本規約の変更について、個人情報の利用目的又は利用する個人情報の内容の変更を伴う場合は、個人情報保護法、南丹市個人情報保護条例及び関連法規・ガイドラインに基づき、南丹市より参加者にあらかじめ通知を行い、参加者の同意を得るものとします。

附則

- 1 本規約は令和8年6月1日から適用します。
- 2 本規約(令和8年9月1日改正)は令和8年9月1日から適用します。